明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報
編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔デジタル庁令・省令〕
○地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令の一部を改正する命令（デジタル庁・総務二一）　二

〔告示〕
○銀行法施行令第十七条の二第一項から第三項までの規定を適用しない金融庁長官の権限等を定める件の一部を改正する件（金融庁七〇）　二
○金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法施行令第五条の規定に基づき金融庁長官が指定する金融機関等を定める件の一部を改正する件（同七一）　三
○金融機能の強化のための特別措置に関する法律施行令第三十九条の規定に基づき金融庁長官が指定する金融機関等を定める件の一部を改正する件（同七二）　三
○金融機能の強化のための特別措置に関する内閣府令第百十条に規定する金融庁長官が指定する者の一部を改正する件（同七三）　三
○銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準第二条の二第五項第一号及び第二号の規定に基づき、金融庁長官が別に指定する銀行持株会社及びその子会社等及び金融庁長官が別に定める比率の一部を改正する件（同七四）　三
○銀行法施行規則第三十四条の十四の二第三項の規定に基づき再建計画の策定が必要なものとして金融庁長官が指定する銀行持株会社グループの一部を改正する件（同七五）　四
○時刻認証業務の認定に関する規程第五条第二項において準用する同規程第三条第一項に規定する時刻認証業務の変更認定に関する件（総務二九八）　四
○日本国に帰化を許可する件（法務三〇六）　五
○障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第二十条の二第二項第二号及び第三項第二号に規定する厚生労働大臣が定める研修の一部を改正する件（厚生労働三一六）　五
○中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則第二十三条の規定に基づき登録実務補習機関の名称の変更の届出があった件（経済産業一五五）　五
○中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則第三十七条第三項において準用する同規則第二十三条の規定に基づき理論政策更新研修機関の名称の変更の届出があった件（同一五六）　五
○特許庁以外の条約に規定する国際調査機関に対する調査手数料の金額に相当する本邦通貨の金額を定める件の一部を改正する件（特許庁九）　六
○昼間障害標識を設置しなければならない架空線を定める告示の一部を改正する件（国土交通一一八六）　六
○住宅瑕疵担保責任保険法人の保険等の業務を行う事務所の所在地を変更する件（同一一八七）　六
○都市計画に関する件（同一一八八）　七
○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件（同一一八九）　七

〔国会事項〕
内閣府　最高裁判所　八

〔人事異動〕
内閣府　最高裁判所　八

〔叙位・叙勲〕
内閣府　八

〔官庁報告〕
官庁事項
建築士法施行規則第十七条の二十二第一項に規定する登録試験実施機関の登録の更新に関する公示（国土交通省）　八
労働
最低賃金の改正決定に関する公示（徳島労働局最低賃金公示一）　九

〔公告〕
諸事項
官庁
有権者申出方、在外会社の特殊整理人の選任関係　三〇
裁判所
相続、公示催告、失踪、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係　三〇
会社その他

デジタル庁令・省令

○デジタル庁・総務省令第二十一号

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令（令和四年政令第一号）の規定に基づき、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和六年十月一日

内閣総理大臣　岸田　文雄
総務大臣　松本　剛明

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令の一部を改正する命令

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令（令和四年デジタル庁・総務省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（令第一号のデジタル庁令・総務省令で定める事務） **第一条**　地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令（以下「令」という。）第一号のデジタル庁令・総務省令で定める事務は、児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第七条から第九条まで、第十一条から第十三条まで、第二十条から第二十二条まで又は第二十六条の規定による児童手当の支給（同法第十七条第一項に規定する公務員である同法第七条第一項に規定する一般受給資格者に関するものを除く。）に関する事務とする。	（令第一号のデジタル庁令・総務省令で定める事務） **第一条**　地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令（以下「令」という。）第一号のデジタル庁令・総務省令で定める事務は、児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第七条から第九条まで（同法附則第二条第四項において同法第七条第一項及び第三項、第八条並びに第九条を準用する場合を含む。）、第十一条から第十三条まで（同法附則第二条第四項において同法第十一条、第十二条第一項及び第十三条を準用する場合を含む。）、第二十条から第二十二条まで（同法附則第二条第四項において準用する場合を含む。）若しくは第二十六条（同法附則第二条第四項において同法第二十六条第一項及び第三項を準用する場合を含む。）の規定による児童手当又は特例給付（同法附則第二条第一項に規定する給付をいう。）の支給（同法第十七条第一項に規定する公務員である同法第七条第一項に規定する一般受給資格者に関するものを除く。）に関する事務とする。

附　則

この命令は、令和六年十月一日から施行する。